

令和3年度第2回

福島県原子力発電所の廃炉に関する

安全監視協議会労働者安全衛生対策部会

日 時：令和3年10月14日（木曜日）

13時30分～15時30分

場 所：杉妻会館 4階 牡丹

○事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度第2回福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会を開催いたします。なお、この会議はZoomによるWEB会議システムを通してリモートで参加していただいております。つきましては、会議進行における注意事項を何点か説明させていただきます。

本日は、東京電力から説明を受けた後、質疑の時間を取らせていただきますが、その際には専門委員、市町村、WEB会議で参加されているその他の方、会場の方の順に御発言をいただくこととし、議長から順に発言を求めさせていただきますので、御協力お願いいたします。また、発話する際はまず、Zoom上で挙手をしていただき、議長から指名されてからマイクをオンにして御発言いただくとともに、発話終了とともにマイクをオフにするようお願いいたします。会議途中で回線が途切れた際は、事務局がWEB会議を再接続いたしますので、Zoomに再度アクセスしてください。

それでははじめに、部会長であります福島県危機管理部政策監の伊藤より挨拶いたします。よろしくをお願いいたします。

○伊藤政策監（議長）

皆さん、こんにちは。危機管理部政策監の伊藤です。

本日は、お忙しいところ、労働者安全衛生対策部会に御出席を賜り、ありがとうございます。また、皆様には日頃から本県の復興・再生に様々お力添えを賜っておりますこと、心から御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして、一言申し上げます。

例年ですと、第2回は福島第一の立入調査を行い、本部会の協議事項である作業従事者並びに作業環境の安全確保等の取組状況を確認する予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防措置のため、会議のみの開催とし、また、併せて、WEB会議形式とさせていただきました。立入調査につきましては、今後実施できるよう検討しているところでございます。

さて、本日の議題ですが、東京電力より、労働環境改善の取り組みなど5つの項目を説明いただきます。また、福島労働局より、昨年の監督指導結果及び、福島第一の復旧作業に従事した作業員の労災認定について御説明をいただく予定としております。それぞれ説明をいただいた後に、皆様方の御確認を賜りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

福島第一、福島第二の安全な廃炉を実現するためには、そこに携わる労働者の方々の安全確保と適切な労働環境の整備が重要と考えております。皆様方の忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。今日はどうぞよろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

次に、本日の出席者については、先に送信させていただいた名簿による紹介に代えさせていただきます。

それでは、議事に移ります。議事につきましては、部会長である伊藤政策監が進行いたします。

○議長

では、早速議事を進めさせていただきます。

議事の（１）労働環境改善の取り組みについて、（２）人身災害発生状況及び安全活動計画について、２つ併せて東京電力から25分程度で説明をお願いいたします。

○東京電力

東京電力本社で労働環境改善を担当しております山口です。

私からは労働環境改善工程表について前回の6月14日の労安部会より進捗のありました部分を御説明いたします。

資料1-1を御覧ください。こちらは9月30日に公表しております工程表となりますが、主に赤字で記載の部分が更新されている部分となります。

4項目めの継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化ですが、福島第一原子力発電所の救急医療室の医師の確保については12月までの確保が完了しており、1月～6月までの勤務医師の調整について予定欄に追加しております。

5項目めの感染症対策の実施ですが、備考欄にこれは9月30日に公表したのですが、福島第一で働く社員、協力企業作業員の新型コロナウイルスワクチンの職域接種の状況や感染者数について記載をしております。なお、新型コロナウイルス関連についてはこの後の議題にて説明となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

同じく5項目めに10月中旬から1月下旬にかけてインフルエンザ予防接種の実施の予定となっております。

7項目めの労働環境・就労実態に関する企業との取り組みについてですが、第12回目となります作業員アンケートについて記載をしております。既にアンケートは配布・回収まで終了し、現在、公表に向けて集約を行っております。アンケートの結果については、次回のこの部会におきまして御報告をさせていただく予定です。

労働環境改善工程表の説明は以上となります。

○東京電力

福島第一の放射線防護グループの向田から、福島第一原子力発電所構内におけるDS2マスク不要エリアの拡大について御説明いたします。

1 ページ目をお願いします。

現在の福島第一では、Gゾーン内に個人靴移動可能エリアを設定しており、徒歩での移動はDS2マスクの着用を不要としております。一方で、Gゾーンで作業を行う場合には、一般作業服に念のためDS2マスクを着用する運用としていますが、明らかにダストが舞いあがるおそれのない作業でも着用するルールとなっており、過剰装備となっています。

そこで、5・6号機建屋内を除く1～4号機周辺防護区域外のGゾーンでは、作業員の身体負荷軽減を図ることを目的として、軽作業ではDS2マスクを不要とする運用を開始しております。

2 ページ目をお願いします。

DS2マスクの着用が不要となる具体的な作業について御説明します。正門での出入管理業務、車両スクリーニング場でのサーベイ業務、環境サーベイ業務、視察、現場の写真撮影といったダストが舞いあがるおそれのない軽作業や、装備交換所、休憩所間の車両での移動時は、DS2マスクの着用を不要としています。

3 ページ目をお願いします。

こちらは1～4号機周辺防護区域外におけるダストの状況です。周辺防護区域外のダスト濃度は全面マスク着用基準よりも十分に低いマイナス6乗Bq/cm³オーダーで安定して推移しております。

4 ページ目をお願いします。

こちらの写真は現在のGゾーンとB区域の作業時の放射線防護装備になります。新しい運用ではこちらの装備からDS2マスクの着用を不要としています。

5 ページ目をお願いします。

本運用は8月2日から開始しております。また、該当する作業につきましては、各作業の作業
件名届及び放射線管理計画書に記載した放射線防護装備と作業内容について、作業主管グループ
及び放射線防護グループが確認した上で実施しております。

説明は以上です。

○東京電力

続きまして、福島第一防災安全部の半谷より、資料2-1、福島第一原子力発電所2020年度の
災害発生状況と2021年度の安全活動計画について、御説明します。

1 ページ目をお願いします。

2020年度安全活動の弱みと2021年度安全活動のポイントになります。2020年度災害発生からの
評価を実施して安全活動の弱みを抽出し、2021年度の活動のポイントを作成しております。人的、
物的、管理的要因を整理して、振り返りを行いました。

危険感度不足、不安全箇所の確認不足を要因とする災害につきましては、簡易作業、移動中、
継続作業等では危険感度が薄く、安全確認の不足が起きやすい、危険感度を上げる教育が不足し
ていることが挙げられております。また、手順の確認不足、不遵守につきましては、周囲のハザ
ードに気が付かず手順に反映できていないことが挙げられております。

そこから、安全活動の弱みとして、被災者自身が無意識に動作し足元や手元確認をしていない、
継続作業における慣れによるKY（危険予知活動）意識の希薄や軽作業だからとの思いから、足
元や手元の安全確認不足、不適切な手順があった、現場の不安全箇所を認識できていないなど
といったことが挙げられました。

そこで、今年度の安全活動のポイントを検討しました。KYの改善活動を挙げ、現地KY活動
の促進を行い、予見できない危険箇所の抽出をすること、安全管理のスキルアップでは、危険感
度を向上させる教育の促進を挙げています。

物的要因では、危険箇所の除去、区画の未実施について、ハザード情報が管理されていない、
危険箇所を排除する活動が不足していると評価しており、未だに不安全箇所が残ることが弱みと
なっております。そこで安全管理のスキルアップ、作業環境の改善活動を本年度の安全活動のポ
イントとしております。

管理的要因では、TBM-KY（ツールボックスミーティング）で危険箇所が抽出されなかつ
た、手順書や作業予定・防護指示書の不備が挙げられており、弱みとして現地での安全確認が不
十分、KYのマンネリ化、簡易な作業で手順書を作成せず安全確認が不十分、手順書が不明瞭な

ことが挙げられております。そこでKYの改善活動、作業環境の改善活動を今年度の活動のポイントとしております。

2 ページ目をお願いします。

1 ページ目の内容を踏まえまして、2021年度の安全活動を人的対策、物的対策、管理的対策を3本の柱として掲げております。赤字のものは重点実施項目として活動を進めております。

3 ページ目をお願いします。

2021年度の熱中症の予防対策になります。例年行っている予防対策に加えまして、新ルール追加項目を赤字で記しております。新ルールとして追加しましたのは、新型保冷剤の配備を追加しています。また、現場ですね、Gゾーンに限ってですが、ファンのついた空調服の着用のほうを促進しております。

続いて、4 ページ目をお願いいたします。

危険感度を向上させる教育ということで、福島第一でやっております「1 FOR ALL JAPAN」のホームページに危険の箇所が分かる重大事例を再現したCGを作成しまして、作業員みんなが誰でも見れるような形で理解促進を図っております。

②のほうですけれども、VRを利用しまして、右側の下に写真がありますけれども、VR用のゴーグルをつけて、手には軽い電気ショックが来るような手袋をはめまして、その映像の中で実際に墜落の体験をしていただく、または挟まれですとか、関連等の災害を実感できるような仕組みを導入しております。現在、所員については230名、協力企業については40名が参加していただいで、体験していただいています。これは、今後班長教育に導入して、広く協力員や作業員の方々に下期以降は展開していくことを考えております。

次のページをお願いいたします。

5 ページ目になりますが、現地KY活動の促進に向けた取り組みということで、KYについては机上でのKY、現場に入る前に休憩所で行うKYと、現地、現場に行っていただいでKYを実施するようにしています。この促進活動を現在展開中です。また、本社のほうで作成いただいたKYの教育ビデオも繰り返し視聴してもらっている状況です。

KYなんですけど、事前検討ということで、施工計画書、作業要領書等から事前に思い付く、想像できる危険のところを抽出いたしまして、作業当日には事前に思い付く、想像出来る危険と、現場を見ないと分からない、気付けない危険なども現地KYでやるようになっていきます。

ページをおめくりください。6 ページ目です。

現地K Yの促進に向けた取組です。福島第一構内のアクセス道路の整備工事ということで、各種、体調ですとかWBGT（暑さ指数（湿球黒球温度））値、作業内容、役割分担、作業手順等を職長がやりまして、その後職長から注意事項ですね、各役割の作業員に対して、これは職長が言うのではなくて、職長が質問形式で作業員に聞きながら、ちゃんと理解しているかどうかを確認するということをやっております。現地K Yで、APD（警報機能付個人線量計）、ガラスバッジ、安全装備の相互確認を実施するとともに、ここでも職長からの注意事項等を、現地に行かないと分からないところを職長からの指示等をやるようになっていきます。

7ページ目について説明は割愛いたします。

8ページ目をお願いいたします。

熱中症予防対策ということで各種対策をやっておりますけれども、今年度新たな取り組みとして、Yゾーンからの入退出のみですが、1、2号機のサービスビル1階の装備交換所に水飲み場、トイレ、休憩所を整備しております。また、これまでも継続していますが、塩分補給用のタブレットですとか清涼飲料水、またはクールベストの配備ですとかをやっております。また、保冷剤についても新型保冷剤を配備しまして、冷却効果が3時間程度続く保冷剤を導入、使用するなどして現場に行ってもらっています。

ページをおめくりください。9ページ目になります。

2021年度での災害発生状況ですけれども、2020年度は9月末で18件発生しております。そのうち熱中症は10件で、災害が8件となっております。今年度、2021年度ですが、これが12件、熱中症が7件と、災害が発生しております。熱中症につきましては、2020年度は脱水症が4件入っていますが、今年度は脱水症の発症はありません。

ページをおめくりください。10ページ目になります。

災害発生状況になります。先ほども御説明したとおり、熱中症の割合も大きいですが、2020年度から比較しまして2021年度、今年度については減っていることが分かります。災害別としては大きな特徴は見られませんが、熱中症が減ったということはER（救急医療室）を積極的に利用してくださいということを常々インフォメーションしていること、あとは休み明け、どうしても体が仕事に慣れないときには、暑熱順化をきちんとやるようにと繰り返しお願いしてきたこともあったのと、先ほど紹介した新型保冷剤の導入に当たって、熱中症発生の防止に効果があったと考えています。

次のページは、11ページになりますが、福島第一経験年数別の発生状況になります。2021年度、御覧いただきますとおり、だいぶ発生件数が減ってはおりますけれども、やはり福島第一経験年数が1年未満、新規入所者の災害が昨年と同様な数字を示しています。

ページをおめくりください。

2021年度上期の振り返りですけれども、昨年と同様に熱中症につきましては軽症で抑えることができております。これについては、E Rの利用促進が進んだことが大きく寄与していると考えられますが、今後引き続きE Rの利用促進を図っていきたいと考えています。

保冷剤の運用も改善しておりまして、新型保冷剤を使用することもあったり、出入管理所の保冷剤の運用を動線を踏まえた増設、冷凍庫の配置をしまして、運用強化を図っております。また、発症を踏まえた反省点ということで、全面マスク、WBGTの補正を考慮する必要があるかなと考えています。また、WBGTを踏まえた作業時間、休憩時間を決めたのですが、まだ徹底されていないところも一部見られますので、ここはしっかり教育等をやっていきたいと考えています。

ページをおめくりください。

最後になりますが14ページ目に今年度の災害発生状況の方を一覧で載せております。今年度12件ほど発生しておりますが、以下の表のとおりになっております。最終ページですけれども、最終ページの一番下、日付が2018年9月26日発生となっております。これにつきましては、6月15日に富岡労働基準監督署様から元請企業と協力企業へ指導票が交付されたことから、当社で公表しておりますけれども、これについてはここに書いてありますとおり廃材の片付け中に指を挟み切創したんですが、この労働災害については報告がなされずに、二次請の企業まででとどまっております。元請や当社に発生後直ちに連絡が来なかったために、労働基準監督署様から指導票が発表されたものです。

以上が今年度の災害の振り返りになります。

○東京電力

東京電力福島第二原子力発電所の防災・放射線安全部の星川といいます。

資料2-2、福島第二の災害発生状況になります。2枚目、右下にスライドNo. 1とあるスライドをお願いいたします。

こちらは、今年度の災害発生状況のまとめとなります。上に写真が2件ありますけれども、パトロール員の方で、災害、負傷が2件発生しています。片方は、パトロールが終わった後、靴を履き替えるときに、そこにあった木枠に当たって、その木枠を止めていた釘を踏んでしまったと

というのが1件目。それからもう1件は、パトロール中に段差を下りるときに足を捻ってしまったというものです。そういった2件が発生しております。熱中症については対策を徹底しております、発生しておりません。

それから作業安全ということで、今ほど説明した2件が発生しておりますが、こちらについてはパトロールが終わった後とか、注意力が散漫に、希薄になりがちなところで発生していますので、こういった事例が起きているというのを周知して、注意喚起を行っております。

それから、その他現場で行っている点検とかそういった作業につきましては、災害の発生といったことは起きておりません。

次のスライドをお願いいたします。

こちらは安全活動計画ということで、赤字で書いたところは取り組み実績を書いておりますが、例えば1段目、安全点検という言葉がありますけれども、これは現場で作業する前に発電所幹部も入って、どういった安全確保策をしているかといったことを確認して、それを現場で適用すると、そういった活動を行っております。

次のスライドをお願いいたします。

こちらにつきましては、先ほど災害事例のCGがあるといった話が福島第一でありましたが、福島第二でもそういった動画を協力企業も含めて提供して、見ていただくといったことを行っております。それから、下半分は熱中症の取り組みといったことと、これから寒冷下に入ってきますので、寒冷下でもきちんと体調管理をして、災害を起こさないといった取り組みをやっていく予定となっております。

福島第二からの説明は以上です。

東京電力の説明は以上で終了いたします。

○議長

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いをいたします。初めに専門委員からお願いいたします。

では、原専門委員からお願いします。

○原専門委員

御説明ありがとうございました。

私のほうからは、資料の右下に書いてある現場を見ないと気付けない危険というところで、現場を全員で見渡して、それで気付いたことについてそこで話をするということが書いてあるのですが、例えば被ばくしなきゃいけないような作業のときに、現場をのぞきに行くだけでも被ばくするというようなときには、どう対応するのかというのを含めて、実際どのエリアにどこまでは適用できるなど、色々な制限があると思うので、そういうところについてはどう整理されているのかということをお聞きしたいなど。よろしくお願いします。

○東京電力

東京電力の林田です。

線量の高いところにつきましては、確かに御指摘のとおり事前に見に行くということがなかなか難しい面があります。一方、線量率につきましては、放管部門で測っているものを福島第一全体としての線量マップとしてまとめておりますので、そういったところで事前に綿密な作業計画を立てまして、時間管理といったようなことをしていきますので、どちらかといいますと事前確認はなかなか難しいですけれども、線量管理も含めて事前に入念な時間管理も含めた計画をするということで、事前に立案して作業しているというところであります。

○原専門委員

ありがとうございます。そういう被ばくのこともあるので、なかなかしっかり全員でそこを確認に行くとかできない場合もあると思いますので、何か気付けばすぐにコミュニケーションが取れると、それがやっぱり職長のところまで伝わって、全員にまた周知されるという、作業途中でも気があればそれが徹底される仕組みがあればいいのかなと思いますので、一応やれるところは現場K Yの推進にのっとってできるだけやってくださいというような努力目標的な意味でもいいのかなと思っていますので、杓子定規に適用するのではなくて、実効性のある形で運用していただければと思います。よろしくお願いします。

○東京電力

防災安全部の半谷です。

御指摘ありがとうございます。その御指摘いただいた点も考慮して、現地K Yでそういうこともやれるようにしていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長

続きまして、植頭専門委員からお願いします。

○植頭専門委員

私のほうからは、資料2-1の4ページ目です。VRを活用した危険体感というところですが、原子力機構でもこれを導入しておりますが、これをやった者にとっては、「リアルだ」「怖かった」というところで終わってしまうきらいがあります。それで、こういう危険を体感して、何を、どのような対策を講じなければいけないのかというところが非常に大事になってくるので、そこまで引き出せるようなプログラムというか、そこまでやれるようにしてください。単に「リアルだったね」「怖かったね」で終わることがないようにお願いしたいと思います。以上です。

○東京電力

防災安全部の半谷です。

御指摘ありがとうございます。その辺も考慮しながら、下期は企業さんに展開していきたいと思っております。御指摘ありがとうございました。

○植頭専門委員

よろしくお願いします。

○議長

続きまして、村山専門委員からお願いします。

○村山専門委員

資料2-1で、9ページ、10ページのあたりを見ると、今年度まだ半期ですが、総体的に減少しているような傾向があるかなとは思いますが、一方で重傷が既に2件起きているわけですね。14ページの2番とそれから16ページの12番。昨年度は重傷がなかったという記載がありますので、少し気を付ける必要があるかなとは思いますが、こういった点について机上であったり、現地のKYで事前に予知ができなかったのかどうかを含めて、少し御説明をいただければと思います。

○東京電力

防災安全部の半谷です。

その辺につきましても、恐らく重傷災害になるかもしれないとはKYにも出ているのですが、そのあたりも含めてこちらでもう少し分析しないといけないかなと思っておりますので、その辺は引き続き分析調査をさせていただきたいなと思います。以上です。御指摘ありがとうございます。

○村山専門委員

ありがとうございます。福島第一の経験も10年、15年というかなりベテランの方が対象になっておられるようなので、少しそのあたりも含めて御検討いただければと思います。

○東京電力

はい。御指摘ありがとうございました。

○議長

では、岡嶋専門委員からお願いします。

○岡嶋専門委員

私、細かいことなのですが、二、三お伺いしたいと思います。

まず、資料1-1なのですが、御説明のところでは第5項目の感染症対策の実施のところ、一番最後の備考に緊急事態宣言の解除に伴い10月1日より視察者の受け入れ再開予定と書かれてありますが、資料の日付が10月14日なので、現在、再開されているのか、どうかを確認をさせていただきたいと思っています。それが1点です。

○東京電力

福島第一の防災安全部の半谷です。

9月30日に解除されてから、10月1日から視察のほうは受け入れております。

○岡嶋専門委員

分かりました。では日付と整合を取る形で、予定というのは取るということによろしいですね。それから、資料1-2ですが、これはこの後のところでもお伺いして、それから質問するほうがいいのかもかもしれませんが、実はDS2マスクの不要という形で御説明がありました。これはこれで作業環境がよくなって非常にいいことだなと思っていますが、反面、DS2マスクの着用に関しては不要という形にはなっているんですが、現在のコロナの状況を考えたときに、要するにDS2マスクに代わるマスクを全くしないで作業をするということに至るのか、そうではなくてやっぱりコロナのことを考えたらマスクをするのか、その辺のところははっきりしなくて、かえって作業員からすると対応に何となく誤解を招くような気もするんですが、そのあたりの関連性はどうなんでしょうか。

○東京電力

向田ですけれども、4ページにも書いてありますが、DS2不要とした場合はコロナ対策として個人のサージカルマスクを着用する形で作業を行っております。しばらくはこの形が続くと思います。

○岡嶋専門委員

では、コロナの感染状況等々によっては、その後サージカルマスクも取る可能性はあるけれども、現時点ではサージカルマスクは原則着用という理解でいいですね。

○東京電力

はい、そうです。

○岡嶋専門委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

それから、最後にコメントなんですけど、私も先ほどの植頭専門委員と同じで、バーチャルリアリティを活用した危機体感という教育は非常にいいなと思っています。反面、こういう取り組みこそ実はPDCAを回す必要があるんじゃないかなと思います。要するに、PlanとDoまではやってるんだけど、これから先、Checkと、それからその後のActionの2つも行う。そういう点では、これを受けた方々が一体どういような感想やコメントであったか、あるいはそれによって

フィードバックをどのようにかけて、より実効性の高いものにしていくかということをごひ今後やっただいて、実効性というのをやっぱり高めていただくような努力をしていただけたらと思います。これはコメントです。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○東京電力

福島第一の防災安全部の半谷です。御指摘ありがとうございます。

体験して、先ほども御指摘いただひているように「ああ、怖かったね」で終わらないように、ごひその体験をTBM-KY等で、現地KY等でも、企業さんもそれを生かせるように、何か施策を考へていきたくと思ひます。御指摘ありがとうございます。

○岡嶋専門委員

よろしくお願ひします。以上です。

○議長

では、高坂原子力対策監からお願ひします。

○高坂原子力対策監

福島第一の資料の13ページを見ていただくと、今回の2021年度の上期の振り返りが載っているんですけど、先ほど御説明あったように、災害件数が昨年の同時期に比べたら減っているという話をされていますけど、例えば8件が5件に減ったとか言われているんですけど、これでもやっぱり依然としてレベルとしては必ずしも低くもないので、しかもまだ半期だけですから、やっぱり今取り組んでいる災害防止の取り組みは、より慎重に継続して進めていただきたいと思ひます。熱中症対策も同様に、継続して取り組んでいただきたい。

それで、特に、先ほど専門委員から御意見がありましたけど、重篤災害の2件が発生していることについてです。先ほどの14ページと16ページを見ると、特徴としては重機を取り扱う時や重量物を持ち上げる時に発生しています。重機を動かした時に敷き鉄板が浮いて隙間ができ挟まり負傷したこと、あるいは海水ポンプ装置をジャッキアップした時に反動で打ち込んでいたくさびが飛んで作業員の当たり怪我したこと。そこで気になるのは、今回は危険予知の取り組みを色々実施していただひいたと思うのですが、そのときの危険予知において、この2件の重篤災害の発生の危険が予知できるようになっているのかどうかです。重量物の揚重・移動や重機を

取り扱う時に、その作業に直接係る作業員に及ぼす危険の予知はできても、作業現場付近に居合わせた他の作業員や通行人等への危険の予知をするには、周辺への広い視点での危険予知と災害発生防止に係る気配りをした取り組みが必要だと思います。具体的な対策例としては、重量物の移動や重機を取り扱う場合には、接近時の注意を呼び掛けるとか作業時に通行や接近を禁止する等を確実に行って人身災害を発生させないように徹底していただきたい。今回の様に重機や重量物を取り扱うことに付随して発生する危険を予知することは非常に難しいと思うので、今回発生した2件の重篤事象については、現場KYやTBMにおいて、危険予知に係る反省事例、教訓として活用して、同様な災害を発生させないようにしていただきたいと思います。

いずれにしろ、災害発生件数は減ったと言われても、依然として有意な発生件数なので、今取り組んでいる災害発生防止の対策を粘り強く続けること、加えて福島第一については今回の重篤事象を踏まえた危険予知を実施していただきたいというお願いが1件目です。

それからもう一つ、11ページにて、熱中症を含めて災害発生件数は、福島第一経験の年数の短い作業員に係るものが増えてしまっているということなので、これについても危険予知の活動とか、あるいは作業員の教育とか、特に経験年数の短い作業員の災害防止の指導については十分にやる必要があると思われるので、それに具体的にどんなふうな取り組みをしているのかについて、後で補足説明していただきたい。以上が福島第一に対する質問・意見の2件です。

それから福島第二については、資料2-2の1ページにて、今回は特に工事に関わる災害は発生していないと。ただ、警備業務の中で、パトロール・巡視の中で移動と終了作業において災害が2件発生したということです。福島第二の現状では、行われている工事件名は少なく、災害発生件数も少ないのは当然です。前回も申し上げたんですけど、廃止措置の第1段階が開始されているので、今後、屋外での施設の解体やガレキの撤去作業等が増えてくると危険な作業や重機を使った作業が増えるし、それから建屋内では除染作業が行われており、作業員被ばくの危険を伴う作業が増えるので、今後、労働災害の発生防止の取り組みが重要になると思います。今のところ、幸い工事に関わる災害は発生していないんですけど、これも気の緩むことがないように、抜かりなく災害防止のための取り組みを進めていっていただきたいと思いました。今回の警備業務で発生した災害を観ると、例えば2番目の事例では、段差が30cmのところを下りるときに右足を捻って負傷したという話です。作業安全の面から30cmの段差は大きすぎると思います。他にも同じように段差の大きいところが放置されてないか等の類似箇所の点検はきちんとやられて、対策は取られているかどうか説明いただきたい。こういうきめ細かい対策もしていただきたい。

福島第二については今後廃炉作業が増えるので、災害発生防止に向けて、今まで以上に力を入れて、取り組んでいただきたいというお願いです。

以上です。

○東京電力

福島第一、防災安全部の半谷です。

今御指摘いただいた2点について、最初の1点目については、やはり重篤災害につきましては、今後ほかの作業員に災害事例としてきちんと教訓として、TBM-KY等できちんと反映できるように、企業を含めて周知・指導をしていきたいと思えます。

2点目については、まだ情報を持ち合わせておりませんので、この点については改めて御説明させていただければと思えます。

以上です。

○高坂原子力対策監

分かりました。特に重篤災害で気になったのは、1件目では重機が移動したときに下に敷いていた鉄板が浮いて隙間ができて挟まれたということですが、これは危険予知の中で今まで特に想定される危険としてピックアップできていなかったと思うんです。こういう重機を扱う場合には、重機の移動に伴って、敷いている鉄板とか至近にある鋼材等が移動したり変形をして、作業員や居合わせた人に危険を及ぼすこともあるので、そういうことも気を付けるようにということを危険予知の対象リスクの中に入れておいていただきたい。2件目の循環ポンプのスタフィングボックスの縁切りのためにジャッキアップしたときに、打ち込んでいたくさびが飛ぶようなことがあると、直接の作業に係る作業員以外で、近くを通った通行人や居合わせて人にも今回のように飛び火して、当たって負傷させるおそれがあるというリスクもあるということ、危険予知の1つのリスクの事例としてきちんとフォローできるように挙げていただきたいというお願いです。

○東京電力

福島第一の半谷です。

御指摘ありがとうございます。ぜひ御指摘を全体に、各グループですとか、協力企業に指導、教育等はしていきたいと、周知していきたいと思えます。ありがとうございました。

○高坂原子力対策監

お願いいたします。あと、今回も福島第一の経験年数の少ない作業員の災害の発生件数が増えているので、何か特に注力して取り組んでいただいていることがありますかという質問があったのですが。その回答はどうでしょうか。

○東京電力

防災安全部の半谷です。

すみません、その情報を持ち合わせていなかったのも、また改めて御説明させていただきます。

○高坂原子力対策監

はい、分かりました。お願いいたします。

○東京電力

それでは、福島第二の星川です。

いただいた2点についてですけれども、まず1点目、廃止措置があつて、これから従来とは違う性質の作業が出てくることは我々は非常に重要だと思っております。今回の案件は作業が終わった後で発生していますけれども、従来作業で注意しているところ以外にも災害が発生するリスクはあるのだということで、こういった事例を協力企業さんに周知して、単に周知するだけではなくて、みんなで集まる安全推進協議会をやっているのですけれども、そういった場で認識合わせを行いつつ、安全確保というのを引き続きやってまいります。

それから、2点目ですけれども、こちら特にパトロールですと発電所の中を隅から隅まで見て回ることで、いろんな段差のところがありませんけれども、この事象の後、段差、あるいは滑るとかそういった危険なリスクがあるところがどこにあるかと、そういったパトロールルート上の危険箇所というのを整理して、それをパトロール員みんなで共有して、慎重にパトロールするといったことを行っています。特に段差が大きいといったところについては、例えばステップを設けるとか、そこに注意喚起の色、ペンキを塗るとか、そういった対策も順次行っていくということにしております。

福島第二から以上です。

○高坂原子力対策監

ありがとうございました。

○議長

申し訳ありません、時間の都合から、もう1人だけ質問を受けさせていただいて、質問については以上で締めさせていただきたいと思います。

では、最後に河井原子力専門員からお願いします。

○河井原子力専門員

資料2-1の4ページから8ページぐらいのところですかね、2021年度の色々な取り組みの話の御説明をいただきました。項目としては色々盛りだくさんで、努力されているというのはよく分かりました。

ただ、説明をお聞きしていて1つよく分からない話があって、何かというと、要は東京電力、あるいはその下の実際の作業者を抱えている協力企業も同様かもしれないのですが、誰がその弱みの補強の状況を捉えて、それを全体的にどうしたいという方針を決めて、結果として現場でその方針の対策が実施されたときに、その施策がいいのか悪いのかという評価をしているのか。あるいは不足があるということであれば、指導して、改善をしているのか。要は誰がという部分があまりはつきり見えなかったというんで、御質問です。要は誰がやってるんですかというのを見えるようにしていただけませんかということなのですが、別に個人名を聞こうということではないので、それぞれ東京電力と、必要ならば2段階構成になっている協力企業も含めて、どういう立場の人が今言いました弱みを補強するような作業を管理し、施策発案し、実施し、ということをやっているのかと。最後に、効果があったのかなかったのか、それも全体にバランスが取れて、どこかに偏りが出るような形ではなくて、バランスが取れて施策がうまく回っているのかと。先ほど専門委員からPDCAという用語が出ましたけれども、うまくPDCAのサイクルが回って、災害が減っているのかという、そういう評価をしてなきゃいけないわけですが、それは誰なんですかというのを見せていただきたい。先ほども言いましたけど、個人名で誰というのを聞こうというような趣旨ではないので、イメージとしてはPDCAがうまく回るような立場、それぞれの立場の人が誰かというのが分かる、体制表と言うのも語弊があるかもしれませんが、体制が見えるようなものを示していただけませんかということになると思うのですが、いかがでしょうか。

○東京電力

福島第一、防災安全部の半谷と申します。

御指摘ありがとうございます。作業安全、防災、人身災害を防ぐという点では、我々福島第一の防災安全部がその頭を担っていると考えています。ですので、先生がおっしゃったような発案ですとか評価をするのも我々東京電力の防災安全部、またその中に労働安全・防火グループというのがありますけれども、そこが一手に引き受けて、リーダーシップを発揮してやっていこうと考えています。また、我々としても、構内5,000人の作業員に対してはなかなか難しいので、発電所の中では協力企業さんの安全担当、または所長さんなども含めました安全推進協議会というのがあります。その中で、我々で発案した内容について、その中でこういうことをやろうと思っているんだということを安推協の中でお示ししまして、その中で各企業さん、またその各企業さんで働いている2次請、3次請のところを指導していくという形になろうかと思えます。それについては、まだ体制表を今回お示しできていませんが、また改めてその体制表等を作りましたらお示ししたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○河井原子力専門員

ありがとうございます。ぜひ可視化したものをこの部会ででもお示しいただければと思います。

○東京電力

はい。ありがとうございます。

○議長

ありがとうございました。

では、議題を進めさせていただきます。

議事の(3)従事者の被ばく線量の全体概要について、それから(4)至近の労働安全に関わる問題について、及び(5)新型コロナウイルス対策について、合わせて25分程度でお願いいたします。

○東京電力

資料3-1から、放射線防護グループの向田から御説明いたします。

まず、1ページをお願いします。

発災以降の年度別の外部被ばく線量の低減状況となります。年々低下しておりますけれども、近年につきましてはほぼ横ばいで推移しております。年間の総実効線量についても同様です。

2ページ目が平均線量、3ページ目が最大線量、傾向としては同様です。4ページ目は放射線業務従事者の推移です。

5ページ目が今年度の被ばく線量の累積値になります。今年度は、今のところ20ミリシーベルトを超えた人はいない状況です。

6ページ目は、5年間の累積の外部被ばく線量ですけれども、2021年4月が始期となりますので、先ほどの5ページ目と同様の結果となっております。

7ページ目は水晶体の等価線量の線量分布図となります。今年度、最大線量は17ミリシーベルトとなっております。12ミリシーベルトを超える計画、もしくは超えた段階で、眼の水晶体の等価線量は、眼の近傍または頭頸部に水晶体バッジを装着して測定する所内ルールとしております。12ミリシーベルトを超えている作業員数についてはこのグラフに記載のとおり、8月の時点では52名となっております。

8ページ目は、構内の線量の低減状況です。約6年前と比較しまして、構内の線量につきましては除染、またガレキの撤去等の効果により全体的に線量低減が図られております。

続きまして資料3-2、被ばくの低減対策について御説明いたします。

1ページ目をお願いします。

こちらの表は、今年度、現在における被ばく線量上位10件です。上位10件のうち、No. 9以外につきましてはALARA (As Low As Reasonably Achievable) 会議の対象件名でありまして、今回は特に上位5件の作業で実施されている被ばく低減状況について御説明いたします。

2ページ目をお願いします。

1号機の原子炉建屋の周辺ヤード整備工事において、原子炉建屋北西側の地盤を覆工したことで線量を低減しております。写真のとおり、上が施工前の写真、下が施工後で、1～10ミリシーベルトあった場所が0.3ミリシーベルトまで下がったことによって、約80人・ミリシーベルトの線量低減効果があったことを確認しております。

3ページ目をお願いします。

こちら1号機の原子炉建屋周辺の作業ですけれども、敷鉄板の溶接作業を行っておりまして、その溶接用の養生枠に鉛毛マットを取り付けております。右下の写真の、黄色いマットが鉛の遮

蔽マットになりますけれども、線源の方向に鉛マットを巻きまして、空間線量率の線量低減を図りまして、被ばく低減効果を得られております。

4 ページ目をお願いします。

こちらは1号機の原子炉建屋の中の線量低減になります。PCVの監視部でありますX-2ペネ前、それから装備脱衣エリアや通路、こういったところに同様の遮蔽マットを敷きまして、線量低減を図っております。こういった線量低減を図ることによって、約700人・ミリシーベルトの低減を図っております。

5 ページ目をお願いします。

こちらは1号機の原子炉建屋とタービン建屋の間にある場所で作業するところで、足場を組み立てて、そこから作業を行う必要があるのですが、完成した状態のフライングブリッジというものをご直接敷設しましたことで、足場を設置する作業員の作業時間を約18時間から約6時間に減らすことで線量低減を図っております。

6 ページ目をお願いします。

こちらにも1号機の原子炉建屋の周辺の作業になりますけれども、コンクリート打設作業で製作を行わずに、既製品の型枠PCを使って作業短縮を図っております。写真で言いますと真ん中の写真になります。

それから、鉄筋の地組製作を行わずに、低線量エリアで鉄筋の地組を製作しまして現場へ設置しています。一番上の写真になりますけれども、低線量エリアで地組を組みまして、先ほどの場所に持って行って設置するといったステップを踏むことで線量低減を図っております。

7 ページ目をお願いします。

こちらは1号機の原子炉建屋の周囲の作業になりますけれども、高線量エリアの階段を使用して作業エリアにアクセスする必要がある場所だったのですが、この写真にありますとおり吊デッキという、クレーンで吊って、そこから人が乗って作業場所にアクセスすることで、高線量エリアを回避する形で作業エリアにアクセス可能としました。こういった高線量エリアを通過しないことによる線量低減効果を得られております。

8 ページ目をお願いします。

1号機の残置カバーの梁、右下の写真にあります梁を撤去する際に、右上の写真のような天秤のような吊り上げる治具を作りまして、こちらを使うことで玉掛けの作業時間を短縮し、線量の低減を図っております。

9 ページ目をお願いします。

こちらと同じような治具ですけれども、人がフックにかけないで、自動でフックにかけられるような玉掛治具の仕掛けをつくりまして、無人化で作業を行うということで被ばく線量を低減しております。

最後に10ページ目になりますけれども、こちらは3号機の原子炉建屋の周囲で行っているガレキ撤去作業の線量低減になります。こちらは高線量のガレキを撤去する作業を行っており、無人重機を使いましてガレキの切断、コンテナ詰めを行いました。これにより、作業エリアは1ミリシーベルトを超える場所でしたけれども、0.01ミリシーベルトの遠隔操作室で全て作業を行っております。

以上が本資料となります。

○東京電力

続きまして、福島第二、防災放射線担当の田中のほうから、福島第二の線量状況について、資料3-3を使いまして説明をさせていただきます。

右側の下の段に考察を付記しておりますが、そちらで説明させていただきます。

8月末の実績で評価しております。昨年度の8月末の段階と比較しますと、作業時間、それから線量ともに上昇傾向を示しています。こちらは今年度から廃止措置に入りまして、その作業が入ったことで少し線量が増えているということが分かっています。

線量の低減活動については、毎回お示しさせていただいている内容で変化はありません。

以上です。

○東京電力

続きまして、放射線防護グループの向田から、資料4-1について御説明いたします。

1ページ目をお願いします。

前回報告以降に発生した放射線管理に係る不適合、今回5件になります。上から順に、放射線防護装備の相違、APD、ガラスバッジの一時不携帯が2件、それからマスクの未着用、最後5件目が水分の摂取ということで、5件発生しております。

詳細について御説明いたします。3ページをお願いいたします。

まず、1件目の防護装備の相違につきましては、協力企業作業員がGゾーンである電気機器類保管庫で誤った装備、Yゾーンで作業しているところを当社社員が発見したということで、本来右側のGゾーンの装備で作業するところを、誤ってYゾーンの装備で作業していたというものにな

ります。こちらについては、過去にこの場所がYゾーンだったのですが、途中でGゾーンに変わったことをこの作業員が十分把握していませんでした。Gゾーンへ変わった時点でYゾーンの標識がなくなっておりますが、特にそういうことも気付くことなく、そのままYゾーンで作業してしまったという事象になります。正しい振る舞いとしては、作業エリアのゾーンまたは区域区分を確認して、定められた適切な防護服を着用することが正しい振る舞いとなります。

4 ページ目になります。

こちら2件発生しました協力企業作業員のAPD、ガラスバッジの不携帯と、弊社社員の同様の不携帯、この2件になります。いずれも装備交換所でAPD、ガラスバッジを首から外して着替えを行った際に、再着用するのを失念し、未着用のまま作業、移動を行ったものになります。誤った振る舞いにつきましては、まず首から外さないというのが福島第一の社内ルールになっておりますけれども、着替えのときに外してしまったこと。それから、着替えの後にAPDの所持確認、セルフチェック、相互チェック、作業班長等によるチェック、これをルール化しておりますけれども、こちらも行っていなかった。それから、APDと線量ガラスバッジの着用をしない状況で管理対象区域内での作業及び移動を行ったことが誤った振る舞いとなります。正しい振る舞いとしては、首から絶対に外さないということと、作業前、作業中、作業後に、APDと積算線量計を確認するといったことをルールに定めております。

5 ページ目になります。

こちらは作業待機中にトラック内でDS2マスクを外していたという件になります。定められた場所以外でDS2マスクの着脱を行ったことが誤った振る舞い。休憩所、装備交換所などマスクを着脱できる場所を定めておりますけれども、それ以外の場所で着脱を行ったことで誤った振る舞いとなっております。

6 ページ目になります。

こちらは管理対象区域の中で水分を摂取したといった事例になります。発生場所は入退域管理棟の汚染検査場です。この図の退出モニターで測定して、そこから出たところからが非管理区域です。当該作業員は携行品を持っていたことから、携行品モニター、図の水色で書いたところ、ここに携行品モニターがあります。そこに並んでいたのですが、休憩所内で飲みかけの飲料水がバッグの中にあることに気付いて、とっさに飲んでしまった事象です。飲料水の汚染検査につきましては、一番右側の手サーベイエリアというところで測ってから出すルールになっていたのですが、携行品モニターの列に並んでしまっていて、本人がこのモニターでは飲料水は測れないということに気付いて、とっさに飲んでしまったというものです。正しい振る舞いとしては、飲食

は非管理区域または汚染のおそれがない管理対象区域の決められた場所で行うことをルール化しております。飲料水を持ち出す場合については、係員の手サーベイによる汚染検査を受けるといったことが正しい振る舞いとなります。

最後、7ページ目になりますけれども、これらの5件の不適合につきましては、いずれも要因としましては理解不足、それから基本行動の不備、この2点に絞られると捉えております。

まず基本行動の不備につきましては、ふるまい教育を全作業員に対して年1回実施しており、年1回継続的に不適合事例の振り返りを実施して、基本行動に関する意識の醸成を行ってまいります。

それから、写真にありますけれども、APD、ガラスバッジの不携帯に関しましては、今物理的な対策ということで、各装備交換所、休憩所に写真のようなAPDセキュリティゲートを設置しております。こちらはAPDを持っていないとこのゲートが開かない仕組みとなっております。現在予定している44か所中10か所に付けております。順次設置している状況となっております。

それから、2点目の理解不足の件につきましては、不適合事象について、所内及び元方事業者に対して、安推協ですとか放射線連絡会、こういった場を通じまして周知徹底して、再発防止に努めております。

また、放射線防護部門におきまして、放射線管理に関わる現場観察を作業主管部門の工事監理員、元方事業者の放射線管理員と合同でMO（マネジメントオブザベーション）を行っております。実際現場を一緒に見て、放射線防護に係るコーチングを放射線防護部門から行っております。こういった活動を継続して、理解不足というところを改善しております。

資料4-1につきましては以上となります。

○東京電力

続きまして、福島第一、防災安全部の半谷から、資料4-2の保安教育の不適合事例について報告いたします。

1ページ目ですが、保安教育に関する不適合事例が4件ほど発生しております。1件目は転入後の入所時保安教育の未実施、また新規出向者の入所時保安教育の未受講、これは2件発生しております。4番目、2020年度保安教育、反復教育になりますが、一部未実施というところが発生しております。

1 件目については、新規入所者教育と入所時保安教育と 2 つあるんですが、新規入所者教育と入所時保安教育と誤った認識を持っているため、実際に受講していないことがあって判明したものです。

2 件目につきましては、福島第一で退所後 3 年以内の再入所の場合には入所時の保安教育を受講する必要なしということになっていたんですが、あくまでも当社社員の適用のみで、逆出向者ですとか、企業から出向してこられた方については該当しないということを当該グループが認識をしていなかったというものです。

3 件目についても同様で、2 番目の事象が分かったため、グループでもその状況を確認したところ、改めて入所時の保安教育ができていなかったというものです。

4 件目につきましては、保安教育、その他反復教育というのはあるのですが、原子力防災業務のうち、管理職になりますと防災要員の構成のうち副班長という役職に就きます。副班長になった場合には受ける項目が決まっているのですが、その項目を認識していなかったというものです。ページめくっていただきまして、2 ページ目です。

これら不適合発生の原因と対策になりますけれども、いずれも共通的な要因が考えられます。教育受講実施の確認不足ということで、転入者につきましては教育を受講する必要があるんですが、教育の実績を取りまとめるグループにおいては翌年度、年度を超えて以降で実施していたので、前年度中に受講しなければならないものがちゃんと年度内に確認できていなかったというものです。もう一つは、教育受講対象者であることの認識不足ということで、各所管グループにおいては教育の対象者であるかの判断がばらつきがありまして、正しく認識できていないという状況が確認されております。

これらについての対策なのですが、教育受講実施の確認時期のまず見直しということで、年度内に受講状況を確認できるように、確認時期を10月と1月と3月と3回に分けて確認するようにルールを改めました。また、教育実績を取りまとめるグループと各所管グループでそれぞれ教育実績を管理しておりましたが、双方で実施状況が確認できるように、教育実績等を共有することとしています。

また、教育受講対象者であるかの判断フロー、最終ページに参考で判断フローを付けさせていただいていますが、執務場所ですとか所属から受講対象者であるかどうか確認できるように、参考でお付けしました判断フロー、これをもって判断できるようにということを対策で決めております。

資料 4 - 2 について説明は以上です。

○東京電力

引き続き資料5-1、福島第一における新型コロナウイルス対策について御説明をさせていただきます。業務統括室の西脇と申します。よろしくお願いいたします。

まず、1ページ目のスライドの方を見てください。概要を御説明させていただきます。

これまで出社前検温の実施やマスクの着用の徹底、休憩所の時差利用などによる3密回避、黙食、県外への往来や会合への参加の自粛要請、在宅勤務の推進などの感染拡大防止策を継続実施してまいりました。

2つ目の丸に移りまして、これまで緊急事態宣言やまん延防止措置に伴って追加対策を実施してまいりましたけれども、政府による緊急事態宣言の解除を踏まえましてこれらの追加対策を見直し、10月8日から福島第一における感染拡大抑制対策の一部を変更しております。今後も引き続き感染防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでまいり所存です。こちらの内容につきましては、2ページで御説明させていただきます。

3つ目の丸、新型コロナウイルスワクチンの職域接種希望者につきましては、約3,700名、福島第一から希望者となりました。このうち、内訳といたしましては社員約950名、協力企業作業員約2,750名となりますが、9月14日の接種をもって職域接種を完了しております。

4つ目の丸に移っていただきまして、10月11日時点、こちらのほうは本日の時点に訂正させていただきますが、10月14日時点においては福島第一で働く社員及び協力企業作業員において新型コロナウイルス累計感染者数は104名、社員10名、派遣社員1名、協力企業作業員92名、取引先企業従業員1名となっております。デルタ株によって8月から9月にかけて感染者は急増いたしましたけれども、9月2日以降の累計感染者数はゼロというふうになっております。

最後の丸に移りまして、感染者発生に伴う工程遅延など、廃炉作業への大きな影響は生じていない状況です。

では、続きまして実際に主な変更点について、2ページ目のスライドにて御説明させていただきます。

まず、1つ目の出張の厳選につきましてはですが、これまで一律にできるだけ出張を制限してまいりましたけれども、今回の緊急事態宣言の解除に伴いまして、やむを得ず出張する必要がある場合については、勤務先及び出張先の感染状況を踏まえて厳選するように変更しております。また、出張先が発電所の立地県の場合は、移動前に抗原検査を実施するように変更しております。

2つ目の単身赴任者の移動につきましては、2つ目のポツをまず御確認いただければと思いますが、これまで緊急事態宣言、まん延防止の発令中でありましたので、適用エリアをまたぐ移動の際は上司が確認するようにしておりました。また、帰宅中の行動履歴に問題がないことを上司が確認の上、出社の可否を判断するような措置を取っておりました。今回変更いたしまして、上のポツに移りますが、単身赴任者などの移動は勤務地及び自宅の感染状況を踏まえて、不要不急かどうかを各自でより慎重に判断するよう求める形に変更しております。

3つ目の会食の制限に移らせていただきます。こちらにつきましても、まん延防止中、緊急事態宣言発令中においては、会食については厳しく自粛していただくようお願いしてきたところですが、今回の変更に伴いまして、会食はリスクを考慮の上で慎重に判断するよう求めています。ただ、今までどおり3密、大人数、不特定多数の会食を回避する、あるいは具体的な行動履歴の記録を徹底する、及び家族を含めてそういった行動履歴が確認できないような、感染予防対策ができていない場合については、事案発生日を起点に1週間在宅勤務もしくは自主的な抗原検査を実施するようにしております。

4つ目、最後になりますけれども、新規入所者の管理につきまして変更しております。これまで福島県外からの新規入所者に当たっては、来県前に当たってPCR検査を行うこととしておりました。こちらにつきまして、今回抗原検査に切り替えさせていただいて、結果に問題がないことを確認するように変更しております。

主な変更点は以上になりますけれども、7ページ目のほうに移りまして、先ほど御紹介ありましたように視察対応につきましては緊急事態宣言の解除と同じで10月1日に再開している状況です。

福島第一からの説明は以上となります。

○東京電力

続きまして、福島第二の星川から資料5-2を説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。

今福島第一のコロナ対策の説明がありましたが、福島第二のコロナ対策の概要は福島第一と足並みを揃えて、同じ内容で行っております。

この表の右下のところ、枠がありますけれども、そこに福島第二の感染者の数を書いています。前回報告した際は6名ということでしたが、今回は8名ということで、2人ほど増えていますけれども、これからも引き続き福島第一と足並みを揃えて、感染拡大防止に努めてまいります。

福島第二から説明は以上です。

東京電力からの説明は以上で終了となります。

○議長

では、ただいまの説明につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いをいたします。

では、長谷川専門委員からお願いいたします。

○長谷川専門委員

細かいところばかりなんですけど、まず資料3-1の7ページ。眼の水晶体に関して、52名が12ミリシーベルトを超過したとあります。これはどんな作業が主なんでしょうか。その作業内容が1つ目の質問です。

それから、資料4-2の3ページに保安教育入所時受講対象者判断フローとなっているんですけど、そこで現在、福島第一に常駐しているところがYESになってくる、次いで過去に云々、そして最後に3年以内云々となっています。これらそれぞれ、どの程度の人数がこれに該当して、例えばずっと真っすぐ下に下りてきて、受講省略となった人達で問題が起こったことはないんでしょうか。

それから、資料5-1の1ページですか、福島第一の累計感染者数は104名となって、作業対象者というのは、例えば4,000名だとか何人のうち104名だったのか。気になるのは、福島第二の8名と比べて桁違いに多い点です。作業員人数も桁違いに多いのか、その相対的なことが知りたいと思ひまして、人数はどれだけだったか、確認したいと思ひます。

そういう細かいところ3点です。

○東京電力

まず、1つ目の御質問の眼の水晶体の、12ミリシーベルトを超えている作業、どのような作業でしょうかという御質問に対してお答えいたします。

まず、タンクの解体作業等で、タンク自体がベータ線源、ベータが非常に高い作業があります。そういったタンクの解体に関わる作業員です。それから建屋内のガレキの撤去、こちらはガンマ線なのですが、かなり線量が高いものですから、等価線量もガンマ線を拾います。今日御説明したような原子炉建屋周辺での作業、こういった作業員の方がおおむねこの12シーベルトを超えた作業員となっております。

○長谷川専門委員

はい、分かりました。

○東京電力

福島第一、防災安全部の半谷です。

先ほど御質問がありました保安教育の判断フローにつきましては、これを作る前まで、先ほど4件ほど保安教育の不適合を御報告させていただきましたけれども、今年度、これまでで200名ほどに新規入所者教育をやっていますけれども、その中で件数としては4件ですけれども、人数にしますと大体10名ほど、やっぱり入所者教育から不適合になった者が10名ほどおります。それを鑑みてフローを作りまして、保安教育の確認を10月、1月、3月に新しくルール付けして確認しますので、このフローの効果というのはまず1回目、今月末で、新規入所者教育に漏れがないかということを確認しますので、このフローの効果というのは今月末にならないと分からないという状況です。いずれにしても、出ないように、各グループ気を付けながら実績などを確認しておりますけれども、このフローでやってみて結果が分かるのが10月末になります。

○長谷川専門委員

分かりました。ではしっかりやっていただきたいと思います。

○東京電力

御指摘ありがとうございました。

○議長

では、藤城専門委員からお願いします。

○藤城専門委員

3つほど質問があるのですが、1つは外部被ばく線量の低減状況なのですが、高線量下の作業において、先ほどの色々な努力をされているのは御説明でよく分かるのですが、それで低減しているという御説明があったんですが、資料3-1の2ページを見ても、平均線量としては必ずしも下がってないんですね。上がり気味になってるぐらいの感じなんです。ですから、そ

それはもちろん前から見れば随分下がってはいるのですが、最近の色々な対策に対してもその効果が目に見えるようにはなっていないというように感じるんですが、この辺は管理上の問題が何かないかなと思うので、その辺の一人一人の被ばく線量の管理上の配慮についての御説明をもう少ししていただきたいというのが1つです。

それから、もう一つは不適合事項なのですが、いかにも単純な、基本的なところが抜けてるんですね。それはフィードバックのさせ方が定期的な教育訓練でやるだけでは足りないというのではないかと思うんですが、もう少しそのような不適合事項が起こったらできるだけ早い時期にフィードバックできるような何らかの工夫が必要なのではないかというような気がします。

それから、3つ目はコロナの対策なのですが、福島第一では先ほど長谷川専門委員の質問がありましたように104名、必ずしも少ない人数ではないと思うんですが、大した影響はないというふうに資料には書かれているのですが、最近は少なくなっているというお話ですが、必ずしもこれからも油断できないと思います。特に安全確保に重要なポストのところに大勢のコロナ感染者が出たりすると、それこそ対応に困られると思うのですが、その辺はこれから緩める方針のような感じではあるんですけども、できるだけしっかりと基本的なところは貫いていただきたいと思います。

以上です。

○東京電力

まず、1点目の御質問について、放射線防護グループの向田から御説明いたします。被ばく線量の低減に対して、色々やっているのですが、平均の線量としては下がっていないのではないかと御質問に対してお答えいたします。

確かに年度のグラフ上の数字で見るとそれほど大きな減少というものは見られませんが、年間の作業量も年間で違っていたり、最近では原子炉建屋の中の高線量の作業が増えてきたりしているため一概にこういった被ばく低減対策の効果が全体的な数字で見ると、なかなかそういった数字までは反映できていないのかなと思います。けれども、きちんと作業計画を立てて、こういった被ばく低減対策も所内のイントラで共有しておりまして、良好事例という形で被ばく低減対策でこういった工夫があるよということも紹介しながら、色々な工事に展開しながら、被ばく低減対策は取り組んでおります。

それから、2点目の不適合の件ですけれども、確かに御指摘いただいたとおり理解不足ですとか基本行動の不備ということで、ちょっとした基本的なルールのところが守られていないところ

なのですが、やはり久しぶりですとか、周りを見れば気付くようなところが見えていなかったこととかがありました。APDの不携帯は今回2件発生したのですが、いずれも夏場で、下着を取り替える時期に発生しておりまして、冬場ですと下着を脱がないで着替えができていたので、APDが首からぶら下がっていても別に煩わしくなかったのですが、夏場はどうしても下着を脱いで着替えるため、どうしても首から下がっていると煩わしく、そういった脱ぎ方に慣れていなかったり、そういった時期による脱ぎ方ができていなかったりといったところがありました。こういった事例に関しましては、例えば下着を脱ぐときにも首から外さないで脱ぐ方法を所内に周知しまして、不適合が発生した事象を紹介するだけでなく、こういった対策についても所内、作業員の方へ周知して、再度改めて周知徹底を図っております。

以上です。

○東京電力

福島第一の業務統括室の西脇です。

先ほどコロナ対策に関して御意見いただきましてどうもありがとうございました。私どもも引き続き感染しないよう努力するというので、対策については引き締めてまいりたいと思います。

なお、本日の資料の中で御紹介しておりますが、6ページ目のところで廃炉作業を安定的に進めていく上で不可欠な燃料デブリの管理だとか、使用済燃料の継続的な冷却などの作業を行う当直員ですね、こちらについては今までどおり動線を分けて、感染対策を講じておりますので、そういった面で引き続き努力していく所存です。御承知いただければと思います。

あと、先ほど長谷川専門委員のほうから御指摘いただきました感染者数に、私ども福島第一の感染者に対する全体の数字、総数は、母体数はどうなっているかという御質問いただいておりますので、併せて御回答させていただきますが、私ども社員と作業員、日々及び季節によって作業員の人数は変動いたしますけれども、およそ5,000というふうに見ていただければよろしいかと思っております。ですので、この5,000を基準といたしまして、現在104という数字を見ますと大体全体の2%感染したという形になります。

以上となります。よろしく願いいたします。

○藤城専門委員

ありがとうございました。

ぜひ気を緩めずに、被ばく低減についても、これから高線量での作業場が増える傾向にありますから、ぜひともその辺の努力を続けていただきたいと思います。ありがとうございました。

○東京電力

ありがとうございました。

○議長

申し訳ありません、時間の都合から、今挙手いただいているお二人で一旦締めさせていただきますと思っております。

初めに、大越専門委員からお願いします。

○大越専門委員

資料3-2について、分からないので教えていただきたいのですが、スライドの1番のところで被ばく線量が書かれているのですが、まだ作業状況が「作業中」ということになっているのですが、この被ばく線量については作業員の方々が付けているAPDの日々の読み取り値の積算値であるかということをお教えいただければと思います。

次に、スライド番号2番以降に被ばくの低減効果の例が事細かに載っているのですが、例えばスライド番号2番のところに被ばく低減効果（実績）とあるのですが、この被ばく低減効果（実績）と書かれている数値の意味合いがよく分からなくて、対策前、対策後というのはここでは地盤の覆工で、覆うことで線量を低減したということで、約82ミリシーベルト減っているのですが、これは減った分だけを書いているのか、それともこの工事でこれだけ被ばくするという事なのか、対策前と対策後の数値の意味合いが分からないので、その意味合いについてまず教えていただければと思います。

3点目として、この被ばく低減効果を検討する際、ALARA会議でやられているのでしょうか。そのときに、どういったメンバーの方がこういった対策について協議をされているのかというあたりが気になって、工事の内容について、あるいはその工事の方法について、ある程度の専門的な知識も含んでいる方も含めて、その被ばく低減効果対策について議論されているのかといったあたりについて御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○東京電力

放射線防護グループの向田からお答えします。

まず、1点目の被ばく線量について、1ページ目の表の数値ですけれども、外部被ばく線量、作業員さんのAPDないし積算線量計の高い方を毎月採用して、被ばく線量として確定しており、全作業員さんの人数と総線量を掛け合わせた数値となっております。

それから、2つ目の被ばく実績について、No. 1もNo. 2も全部同じなのですが、例えば地盤を覆工した例で言いますと、地盤を覆工する前は1から10ミリシーベルトぐらいあった場所で、地盤を覆工して0.3ミリシーベルトに下がったことによって、241人・ミリシーベルト被ばくする想定だった作業が、161人・ミリシーベルトで済んだということです。覆工したことによって約80人・ミリシーベルトの低減が図られた、この記載の意味はそういったものです。

それから、最後の3点目、ALARA会議につきましては、放射線管理の専門のメンバーで構成された委員で審議を行っております。特に非常に高い被ばく線量、リスクの高いものにつきましては、所長が参加する形で、ALARA会議を開催しています。ALARA会議は、リスクに応じたランクを設定して放射線管理部門のメンバーを構成し、各作業について審議を行っております。

以上です。

○東京電力

福島第一の放射線・環境部の林田です。

今の説明に補足いたします。

ALARA会議につきましては、今向田のから放射線管理部門で審議する話をさせていただきましたけれども、参加するメンバーにつきましてはこの工事自体を計画する工事主管箇所の責任者であるマネージャークラスと、その担当者レベル。それから、既に工事自体が発注されている場合にはその受注者である元請企業さんの工事の関係部署、それと放管の部署、それに加えて、審議ということで今向田から話をしました放管部門の管理職、それから原子炉主任技術者といったような多面的なメンバーで審議をするということを実施しています。補足は以上になります。

○大越専門委員

ありがとうございます。林田さんに追加で説明していただいて、分かりました。

私が聞いたかったのは、被ばく低減の対策のほうばかりに着目して、その他の工事の安全対策のほうがおろそかにといい方は失礼かもしれませんが、見逃しがあって、逆に不安全になるようなことがないような体制で議論していただいているということが分かりました。ありがとうございます。

最初のほうの質問なのですが、質問が長くなって恐縮なのですが、No. 1の工事に関して、被ばく低減効果の実績の数値だけを単純に足し合わせると、スライド1の被ばく線量よりももう少し低くなるように思われるのですが、これはほかにもNo. 1の工事で被ばくしているような実績があるから、結果的に被ばく線量、1枚目の数値のほうが大きくなっているというふうな理解になるのでしょうか。

○東京電力

はい、そうです。主な低減対策を実施した作業の部分だけピックアップしておりますので、他の作業の被ばくも含めた形が1ページ目の表の数値となっております。

○大越専門委員

はい、分かりました。ありがとうございます。そういう意味では、どうしても下げられない部分の被ばく作業もあるということですね。

○東京電力

そうですね。なかなか難しい部分の場所の作業もありますけれども、そういったところも含めて、可能な限り被ばく低減に努めながら、作業実施してまいります。

○大越専門委員

はい、ありがとうございました。

○議長

では、最後に岡嶋専門委員からお願いします。

○岡嶋専門委員

資料4-1と、コロナに関連する部分の質問とコメントです。

資料4-1の不適合事例、色々説明していただいたんですが、要因分類で、割と理解不足だとか基本行動の不備という形に上げられています。その対策等で、最後には理解不足のところは周知徹底という形のことが書かれているのですが、例えば入るべきゾーンのところの入り口に、この防護装備ですよというような、例えばここで言うと資料4-1の3ページに「正しい防護装備」という形の写真があるかと思うんですが、こういうものを貼られて、フルプールの自分でチェックできるというようなことはされているのですか。逆にそういうことの工夫をここでやっていかないと、不適合というのはなかなか減らないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○東京電力

御指摘ありがとうございます。

Rゾーンには、装備の写真の看板とかもあります。装備が現場でも看板やポスターとかで分かるようなものを置いたらどうかという御指摘だと思います。現在、現場の区画に関しまして、区画の方法や、何メートル置きに掲示をすべきかなど、標準化したルールを検討しているところです。その中で装備について、現場での見える化の工夫は検討してまいります。御意見を伺った件、しっかり検討に反映させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○岡嶋専門委員

ぜひそのような、東京電力自身が周知だけではなくて、そのような工夫をやっていただくことが不適合事例を減らすことに至ると思うので、コメントさせていただきました。

それから、コロナについてですが、お話を伺っていて、今感染対策、この10月から非常事態宣言も解除された、完全解除だということで、色々対策を行われつつあるんだと思うんですが、世の中の的にはブレークスルー感染が言われ、追加接種の話が出てきていると思うんです。具体的に、首相は12月頃ぐらいから国がやっていきますよという話が出ていたと思うんです。それからすると、今日のお話で、これから先の追加接種はどうしようかというようなことは上がっているのかどうか全然見えないので、そのあたりはどのようにお考えなのか。それから、そのタイミングは実は今日一番初めのほうのお話でインフルエンザの対策もあったと思うので、そのタイミングを考慮しながら、やっぱり開始時期というのは考えるべきだと思うんですが、その辺のところをどうお考えなのかというのだけをお聞きしたいと思っています。

○東京電力

第一原子力発電所、業務統括室の西脇です。御意見ありがとうございます。

まず、インフルエンザとコロナの関係ですけれども、コロナの追加接種につきましては、12月頃からまず医療従事者から接種を開始すると聞いております。現在、インフルエンザの方につきましては、1月頃をめどに完了予定として、作業員を対象に進めさせていただいておりますので、追加接種が来た場合においても十分に対応できるように、準備が整っている状況です。

今後、今回の職域接種につきましては福島県にもかなり協力いただいたり、支援いただいたところもありまして、ここにつきましては改めてまた協議させていただいて、進めさせていただければと考えている次第です。

感染対策につきましては、ブレークスルーということも含めて、感染者が広がっているのではないということもあるんですが、先ほど申し上げたとおり、ワクチン接種のほうが進んでいるところがありますので、作業員及び社員の重症化という面では抑えられているのではないかと見ております。ただ、その一方で感染がまた広がるのではないかとこのところは御指摘のとおりでありまして、私どももそこを気にしており、社員及び作業員への感染対策は何かとなるのですが、一番の感染対策はやはり飛沫感染ということが一番重要なポイントになっております。この点はまさにマスク、手洗いというところが基本中の基本だと、ここを守れば感染は防げると聞いておりますし、実際に感染を抑え切れている状況だと見ていますので、引き続きそこについては徹底してやってまいる所存ですので、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○岡嶋専門委員

ぜひその辺のところは遺漏なき対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○東京電力

ありがとうございます。

○議長

議事についてはここで一旦締めさせていただきます。追加の御質問等につきましては、10月22日までに事務局へ御連絡をお願いいたします。回答につきましては事務局から送付をさせていただきます。

では、続きまして報告事項になります。福島労働局さんから監督指導結果について、併せて検討会の検討結果、労災認定の事案について、御説明をお願いいたします。

○福島労働局

福島労働局監督課の齋藤と申します。

私の方からは、福島第一原子力発電所の廃炉作業における令和2年の監督指導結果につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料6を使つての説明になりますので、御準備をお願いしたいと思います。

この資料6ですが、本年6月に福島労働局で公表した広報文になりますけれども、廃炉作業だけではなく、除染作業、また中間貯蔵施設における事故由来廃棄物等の処分業務における監督指導結果と併せて公表しておりますので、ここでは廃炉作業の部分についてのみ説明させていただきたいと思っております。なお、時間も限られておりますので、概要の説明とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

まず、表紙の下の囲み部分、監督指導のポイントについて説明させていただきます。福島第一原子力発電所での廃炉作業については、監督指導実施事業場数が277事業場で、そのうち労働者の安全・衛生・労務管理関係の違反事業場数が123事業場ということで、違反率は44.4%という結果でした。過去の監督指導結果は15ページ以降にあります、それは後ほど御覧いただくとしまして、令和元年の違反率が57.8%でしたので、違反率自体は13.4ポイント減少しているということです。

また、次の違反事業場の状況のところですが、現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数は7事業場ということで、違反率は2.5%。令和元年が5.0%でしたので、こちらも減少しております。また、労務管理関係の違反事業場数は110事業場ということで、違反率が39.7%。令和元年と比較しまして、令和元年が45.5%でしたので、こちらも減少しているという状況です。この違反率につきましては、平成30年以降増加してきたところですが、今回は前年に比べまして違反率が低下しております。この結果につきましては、一定程度法令への理解が進んで定着してきたとは言えるかと思っておりますが、今後も引き続きその推移を見ていく必要があると考えております。

なお、現場における安全衛生関係の措置に関する違反事業場数と労務管理関係の違反事業場数を足しても先ほどの123事業場にならないと思われるかもしれませんが、これは一部を抜き出して記載しているため、合計が合わなくなっているものです。御了承いただければと思います。

続きまして、具体的な違反の内容についてですけれども、11ページを御覧いただきたいと思えます。

実際の具体的な条文に沿った違反事項が書いてありますが、安全衛生に関しましては、先ほどお話しさせていただいたとおり数は少なかったということで、傾向というものはありませんが、安全装置の有効保持、これは携帯用丸のこ盤の歯の接触予防装置が可動式のカバーになっているのですが、それが有効に機能していなかったもの。あとは特別教育の記録の問題、また移動式クレーンを使っての作業については作業計画を作って作業員に周知する必要がありますが、その周知が漏れていたといったものになります。それから、福島第一原子力発電所構内で特定化学物質が使われている場所がありますが、元請では作業主任者を選任していたものの下請が作業主任者を選任していなかったといった事案があったものです。

それから、項目を1つ飛ばしまして、労務管理関係の違反別事業場数のところですが、こちらは大まかな傾向だけお話しさせていただきます。傾向としては、例年と大きく変わってはいませんが、例年少なかった年次有給休暇の項目の違反が多くなっています。この令和2年の実績ですと、21の違反事業場数があったわけですけれども、令和元年だと1事業場だったものが21事業場に増えています。これは働き方改革に伴う法改正により、年次有給休暇について年間5日の取得が義務付けられましたが、法施行後1年以上経って結果が出て違反が見つかったというもので、このことがここで数字が大きくなっている理由になると考えられます。また、例年ですと労務管理関係で一番違反が多いのが割増賃金の支払の項目になりますが、こちらも数的には多いですが、令和元年が84事業場でしたので、数としては減っていると言えます。

監督指導の結果の概要としては以上となりますが、最後、20ページに監督指導以外の福島労働局の取り組みを掲載させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

福島労働局としましては、廃炉作業に従事する労働者の安全と健康及び労働条件の確保のため、関係法令を遵守させるべく、引き続き監督指導を行っていくこととしております。

私の説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○福島労働局

福島労働局の労災補償課の高田です。日頃より労災補償行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。本日は、この場をお借りしまして、東京電力福島第一事故後の作業従事者に発症した咽頭がんの労災認定に関しまして御報告させていただきます。時間も差し迫

っておりますので、かいつまんで御説明するような形になりますので、御了承いただきますよう
よろしく願いいたします。

それでは、お配りしております資料、一番最後の3ページ物の資料に基づき、一括して御説明
させていただきます。

まず、電離放射線障害の労災の業務上外に関する検討会についてです。電離放射線被ばくによ
るがんに係る労災請求の事案につきましては、東京の厚生労働省におきまして医学専門家からな
る電離放射線障害の業務上外に関する検討会において業務上外の検討を行っているところです。

今般、検討会では、東京電力福島第一原子力発電所における事故後の作業従事者に発症した咽
頭がんの労災請求が2件なされたことを受けまして、咽頭がんが業務によるものか否かにつつま
して検討を行い、医学的知見報告書をまとめたところです。

厚生労働省のほうでは、医学的知見報告書を踏まえた咽頭がんと放射線被ばくに関する当面の
労災補償の考え方を示しております。その内容につきましては2ページ目になります。

その内容につきましては、①被ばく線量が100ミリシーベルト以上であること、②放射線被ば
くからがん発症までの期間が5年以上あること、③リスクファクターとして放射線被ばく以外の
要因、喫煙だとか飲酒といったものについても考慮する必要がある、というこの3点です。本件
事案につきましても、この当面の労災補償の考え方に基づき、業務上外を判断することが適当と
され、検討がなされたものです。

検討結果につきましてですが、8月30日に開催しました検討会におきまして、本件の労災請求
事案の2件につきましては業務上であると結論が出されたところです。

その結論を踏まえまして、9月6日に労災認定の決定を行うとともに、労災請求された方に対
してその旨を御連絡したところです。

2ページ目から3ページ目にかけて、労災認定された事案についてということで①②とあ
ります。中身につきましては読んでいただければと思いますが、発症当時60歳代の男性と40歳代
の男性、被ばく線量は以下のとおりです。両名とも被ばく線量は当然100ミリシーベルト以上で
ありまして、先ほど御説明した当面の労災補償の考え方に基づき検討したところ、業務上となっ
たところです。

3ページ目です。

東京電力は、これまでに労災認定されました東京電力福島第一事故後の作業に従事した労働者
に発症したがん等の疾病は、書いてあるとおり白血病3件、甲状腺がん2件、肺がん1件となっ
ております。本事例の咽頭がんにつきましては、初めての労災認定となっております。

最後になりますが、厚生労働省としては平成24年度から緊急作業従事者に対して電離放射線被ばくによる疾病等の労災補償に関するリーフレットというのを7回送付させていただいております。今後も労災補償制度の周知というのにつきましては非常に大事と思っておりますので、適切に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上になります。ありがとうございました。

○議長

ただいま報告をいただきましたが、皆様から御意見、御質問等あればお願いをいたします。

では、長谷川専門委員、お願いいたします。

○長谷川専門委員

確認したいんですが、今度咽頭がんが初めて2人労災認定されたとのこと。ここにありますように今まで労災認定されたは白血病、甲状腺がん、肺がんで、咽頭がんというのは初めてらしいんですが、咽頭がんの労災申請というのは今までほかにあったんでしょうか。それをお聞きしたいと思うんですが。

○福島労働局

すみません、手持ちの資料を全部調べているわけではないのですが、私の記憶しているところでは無いと認識しております。

○長谷川専門委員

それでは、初めて2件申請されて、そしてその2件とも認定されたという理解でよろしいんですね。

○福島労働局

そうですね。それで結構です。

○長谷川専門委員

何で咽頭がんだけが今頃になって出てきたかなと思ひまして。症状の表れ方にもよるんでしょうけれども、分かりました。ありがとうございました。

○福島労働局

すみません、ありがとうございます。

○議長

はい、ありがとうございました。

最後に、まとめをさせていただきます。

皆様からたくさんの御意見等をいただきました。まずもって東京電力におかれましては、4点ほどお願いをしたいと思っております。

まず1点目が、作業従事者の被ばく低減に向けました適切な管理を継続、または一層強めてほしいということが1点。さらに、作業環境のさらなる環境改善を進めてほしいというのが2点目。3点目なのですが、労働災害を防止していただきたいということ。最後になりますが、新型コロナウイルス対策、これも引き続き気を緩めずに継続していただきたいということで、4点お願いしたいと思います。

特に3点目の労働災害であります。これは重傷災害が2件発生しております。専門委員からも共通の原因、環境が考えられるということがありました。そういった分析を進めて、こういった重傷災害が1件でも減るように取り組んでいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、福島労働局さん、原子力規制庁さんにおかれましては、引き続き事業者に対する指導監督をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、進行につきましては事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○事務局

本日の部会では、様々な御意見、御質問をいただきました。追加の御意見等がありましたら、10月22日までに事務局へ電子メール等で御連絡ください。

以上をもちまして、令和3年度第2回労働者安全衛生対策部会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。